

令和 7年 7月

事業者 各位

一般社団法人 鶴岡労働基準協会

「安全衛生推進者」養成講習の開催について

盛暑の候、会員事業所におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
事業所における、労働安全衛生管理体制を完備するために「労働安全衛生法第12条の2」により、10名以上50名未満の労働者を使用する事業所では、厚生労働省が定めるカリキュラムで講習を受けた「安全衛生推進者」の選任が義務付けられております。
当協会が安全衛生推進者の法定資格を得るための養成講習を、カリキュラムに基づいて下記により実施することといたしました。
つきましては、該当する事業所におかれましては、この機会に担当者を是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 7年 9月10日（水）～ 9月11日（木）
- 第1日目 午前9時15分～午後5時15分
第2日目 午前8時50分～午後12時00分
- 2 場 所 鶴岡市勤労者会館 大ホール
（鶴岡市 泉町 8-57・TEL0235-25-2548）
- 3 受講対象者 「安全衛生推進者」として選任を予定されている方
- 4 カリキュラム
- (1) 安全衛生推進者の職務 …………… 1時間
 - (2) 設備と作業の安全 …………… 2時間
 - (3) 災害調査と原因分析 …………… 1時間
 - (4) 作業環境管理及び作業管理 …………… 2時間
 - (5) 健康の保持増進 …………… 1時間
 - (6) 安全衛生教育の方法 …………… 1時間
 - (7) 関係法令 …………… 2時間

（裏面に続く）

5 受講料等

(1) 受講料 1名につき 13,530円

[内訳：受講料 11,000円・消費税(10%) 1,100円：送料代 1,300円消費税(10%) 130円]

・JTB 登録番号 T4390005007956

受講料は、別紙申込書により来る9月3日(火)までに受講料を添えて協会事務局(鶴岡市馬場町8-13)に申し込みください。(FAX可)

◇ 銀行振込の場合は、庄内銀行 鶴岡営業部 普通預金 (口座番号 291860)

(2) 定員は、40名(定員になり次第、締切りとなりますのでご了承ください)

(3) 昼食は各自で準備して下さい。

(4) 受講取り消しは、実施日の3日前までとし、それ以後の受講取り消しには、受講料の返還はいたしませんので、予めご了承ください。

(5) 全科目を受講された方に、修了証を交付いたします。

(6) 問い合わせ先： TEL0235-22-1759 ・ FAX0235-22-1761

..... きりとりせん

安全衛生推進者養成講習受講申込書

フリガナ 受講者名	生年月日	現住所
	S・H 年 月 日	
	S・H 年 月 日	
	S・H 年 月 日	

※ 修了証を交付いたしますので、正確にご記入願います。

令和 7年 月 日

事業所名
所在地(TEL) _____

※ 支払方法 (該当する箇所にチェック✓をお願いいたします。)

- 参加料を添え、申し込みします。
- _____月 _____日に口座振込します。

※領収区分	
現金 振込	

※ 協会記入欄

鶴岡市馬場町8-13
一般社団法人 鶴岡労働基準協会 行